

奈良県土木積算システム関連端末の 賃貸借に係る仕様書

平成30年

奈良県県土マネジメント部技術管理課

1 調達目的

本案件は、平成30年9月末に奈良県土木積算システム用端末のリース期間が満了することに伴い、ブルーレイディスクドライブ等を搭載し、PDF編集ソフト等をインストールした端末を調達するものである。

2 調達する機器等の仕様

1の目的のために調達する端末については、第10節の「端末詳細仕様」に示す仕様を完全に満たす端末であること。

なお、第10節に示す仕様は、主要事項のみを示したものであり、当該仕様書に明記されていない事項についても端末の利用に際し、当然備えるべき事項については完備していること。

3 調達する端末の設置場所及び数量

別紙資料1及び以下の表によるものとする。

	名 称	数 量
機器類	ノートパソコン	15
	マウス・マウスパッド	15
	LANケーブル	15
	セキュリティワイヤー	15
ソフトウェア	ウイルスバスター(1年間分)	15
	Adobe Acrobat Pro 2017	15
	Office Professional 2016	15
	Windows Server 2016CAL	15

4 賃貸借期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日までとする。

5 設置・調整完了期日

端末は別紙資料1に示す場所に設置すること。詳細な設置位置は、契約後、奈良県技術管理課担当者（以下、担当者）から指示するものとする。

なお、端末機には県庁にて「奈良県土木積算システム」（以下、「積算システム」とする。）のインストールを行う必要があるため、事前に県庁に仮納品した上で、その後に指定する場所に納品すること。

全ての端末の設置・調整は平成30年9月28日までに完了すること。

完了期日までに、端末設置、指定するソフトのインストール、各種設定、動作確認の全てを完了させ、引渡しを行わなければならない。

6 共通的必要事項

- ・ 端末は、端末詳細仕様を満たし、かつ高い安全性、信頼性及び可用性のある機種とすること。
- ・ 納入する端末は、指定ソフトやグループウェア等各ソフトウェアの機能が、制限なく十分に発揮できる機器環境であり、動作・機能に問題がないことの確認ができていないこと。
- ・ 納入する端末は同一メーカーの同一型番であること。（内蔵メモリやHDDなどの部品において

も同様に統一型番であること。)

- ・納入する端末は、指定場所への設置、設定およびネットワーク接続等を行った後、スムーズに動作するものであること。
- ・納入する端末の全てについて、必然的に必要となる物品については、本仕様書記載の有無に関わらず、すべて納入すること。
- ・納入に際し、担当者が不要と判断する梱包材、付属品等は受注者の責任において撤去すること。
- ・契約期間中の保守を行うこと。修理等については原則として納入場所への訪問修理を行うこと。修理等が必要となった場合は、当初に指定された設定やソフトのインストール、動作確認等を実施した上で、元の設置場所に配置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- ・端末への積算システムのインストールは、別途、担当者（積算システム開発業務受注者含む）により実施する。なお、本調達受注者は、その作業に必要な環境設定等に協力すること。
- ・本調達による端末は、賃貸借期間終了後すみやかに、受注者の責任により撤去すること。また、撤去・回収時にハードディスクのデータ内容を専用ソフト使用による方法などで完全消去すること。受注者は、完全消去作業が完了後、すみやかにその旨の証明書を技術管理課へ提出すること。
撤去の時期・方法、データ完全消去の方法等については、担当者との協議により決定するものとする。
- ・本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項、規定されていないが本件調達に必要な事項については、担当者との協議を申し入れ、その指示又は承認を受けること。
- ・納入物品の設置、納入、調整等については担当者の指示に従うこと。

7 端末の搬入・設置・調整について

- ・端末の設置作業について、事前に作業実施計画書を作成し、技術管理課に提出、承認を得るものとする。
- ・設置箇所の既設LAN、WANとの接続、アドレスの設定を行い、かつ正常動作を現地にて確認すること。また、作業中に他の既存LAN線等を損傷させた場合は、現状復帰処置をすること。既設LANとの接続に必要なLANケーブルは本調達に含む。また、LAN線にはその両端近くの支障のない位置に識別記号を記したタグを用意して取り付けること。
なお、本調達端末は行政ネット系（インターネットに接続できない環境）に接続するものとする。
- ・アドレス設定にあたっては、奈良県総務部情報システム課において決められたアドレスに基づき設定を行うものとする。
- ・IPアドレス付与については、別途、指示するものとし、確認試験等にかかる費用は、当契約に含むものとする。
- ・端末を設置するにあたり、搬入、設置、調整及びこれに付随する作業及びこれに必要な機器、資材等に要する費用についてはすべて当契約に含むものとする。
- ・システムが円滑に稼働できるよう、機器仕様に定めるハードウェア、ソフトウェアの設定を行い、現地にて正常動作を確認すること。
- ・初期値以外の設定項目については、担当者に資料を提出すること。
- ・端末には県担当者が指示した機器用シールのほか、所有者および借入期間を示すシールを貼り付けること。
- ・盗難防止策として、セキュリティワイヤーにより固定すること。セキュリティワイヤーの構造は

- 暗証ダイヤルキー＋ワイヤー一体型とし、ワイヤー長 1.7m 以上、ワイヤー径 3.8mm 以上とする。
- ・ Windows10 のアカウント設定を行うこと。管理者権限とユーザー権限の設定を行うこと。起動画面については県担当者の指示に従うこと。
- ・ 職員用端末との共有フォルダを作成し環境設定すること。また職員端末から共有フォルダへのアクセス方法について手順書を作成すること。
- ・ 本調達端末はインターネット環境に接続できないため、アクティベーションを行った上で、納品を行うこと。なお、毎年アクティベーションが必要なソフトについては、担当者と協議のうえ、作業を行うこと。

8 保守

- ・ 保守期間：平成30年10月1日より平成35年9月30日（5年間）
- ・ 端末の訪問保守（交換部品費用を含んだ端末障害時対応を含む。）に要する費用も含めること。
- ・ 保守対応時間は平日（月～金）の8：30～17：15とする。
- ・ 端末の訪問保守（端末障害時対応を含む。）の連絡先（窓口）は、原則として1つとなるよう体制を整備すること。
- ・ 端末障害時の初期対応として、午前中に連絡を受けた場合は当日中に、午後に連絡を受けた場合は、翌営業日の午前中までに現場で対応できる体制が整備されていること。また、原則として初期対応開始後24時間以内に障害を復旧できること。なお、端末の障害の程度が大きく、24時間以内に障害を復旧できない場合は、担当者と協議のうえ、同等性能を持つ代替端末を当初納入、設置設定完了時の状態（ソフトウェアのインストール等）で提供すること。
- ・ 保守体制は、奈良県内に体制を有することが望ましい。奈良県外に体制を確保する場合は、いかなる状況であっても迅速な対応を行うものとする。
- ・ 交換用の主要部品等については保守拠点に保有すること。
- ・ 端末に障害が発生した場合、技術管理課から要請があれば、現地に赴くものとする。
- ・ OS及び今回の調達にかかるソフトウェアの再セットアップ、再インストールが必要となった場合は、当保守業務に含むものとし、対応すること。
- ・ 端末障害に対して交換修理を行う場合は、当該端末を当初納入時の状態（ソフトウェアのインストール、各種設定・調整、動作確認等を含む）にして納入すること。なお、積算システムのインストールについては、協議のうえ、県の指示に従うこと。

9 その他

- ・ 全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は兼任も可）を定め、作業時には腕章等を付けること。
- ・ 奈良県へ端末の引渡を完了するまでは、端末の輸送、搬入、保管に際し、生じた事故については、受注者がその責を全て負うものとする。
- ・ ソフトウェアは、明確な指定のある場合は当該指定のものとし、指定のない場合は契約時点で最新のバージョンとし、契約期間中にサポートが継続して受けられるものであること。ただし、OSとの関係等により動作しない場合は、動作する同等以上ないし相当のものに変更できるが、担当者に報告し了承を得ること。
- ・ ソフトウェアのインストールメディアについては、1式（1セット）納品物に含めること。

- ・ 県職員が端末の基本的な運転、操作等に対応できるように、端末に精通した技術者によって説明を行うこと。また、これに要する費用も含むものとする。
- ・ 機器、ソフトウェア等のマニュアルについては、1式（1セットずつ）にまとめ、指定するセット数をファイリングにして、納品すること。全てのマニュアルは、日本語版であること。
- ・ 機器保守等で知り得た情報等はいかなる理由があろうとも持ち出してはならない。ただし、奈良県から承認を得た場合は除く。

10 端末詳細仕様

端末はノート型パソコンとし、グリーン購入法に適合しているものであること。また、下記の項目及び将来的なデータ量の増加、拡張性、保守の容易性、ハード・ソフトメーカー等の動向に留意しつつ、最適な機器を選定するものとする。

(1) OS

Microsoft 社製 Windows10 Professional 64bit 版以上 日本語版

(2) 中央演算装置（CPU）・主記憶装置（メインメモリ）

OSであるWindows10 Professional 64bit 版以上 日本語版が作動するCPU（Celeron2950M 2.0GHz 以上のもの。同等性能を証明できるものでも可とする。）メインメモリが8GB 以上で、純正品等の機器メーカーのサポートを受けられる製品であるものが搭載されていること。

また、本調達に含まれる内蔵記憶装置及びソフトウェアが円滑に起動するものであること。

(3) 内蔵記憶装置

DVDスーパーマルチドライブ機能に加え、ブルーレイディスクの読み込みができること。
内蔵ハードディスク容量は500GB 以上とする。

(4) インターフェイス

USB2.0 以上対応で3ポート以上とする。

ネットワークインターフェイスは100Base-TX または1000Base-T とする。

(5) ディスプレイ装置

15.6 インチ以上、解像度はWXGA 表示、TFT カラー液晶とする。

(6) キーボード

日本語に対応していること。

(7) 無線通信

無線通信機能がないもの、もしくは、機能を無効化できるものとし、機能がある場合は、無効化して納品すること。

(8) ソフトウェア等

各ソフトウェアについては納入時にWindows 10 Professional 64bit 版以上で利用できるものを導入すること。なお、納入時点で提供されている、OS、インターネットエクスプローラの最新セキュリティ修正プログラムをすべて適用した状態で納入すること。

以下のソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認の全てを完了させ、引渡しを行うこと。

- ①ウイルスバスターコーポレートエディションPlus（本調達では1年間分のみのライセンスが必要。奈良県が保有する「ウイルスバスターコーポレートエディション（Client Suite Server）」の追加ライセンスを利用すること。2年目以降は奈良県が所有するライセンスを貸与する。）

担当者の指示する内容に従い、納入パソコン全てにインストールを行うこと。

②Adobe Acrobat Pro 2017 (PDF 編集ソフト)

購入にあたってはガバメントライセンス契約を使用すること。納入後、奈良県名で使用することができ、導入台数を扱うのに必要なライセンス数を納入すること。

インストールメディアを1部、奈良県技術管理課に納入すること。

担当者の指示する内容に従い、納入パソコン全てにインストールを行うこと。

③V-nas 3DViewer Ver.2017.10 (川田テクノシステム(株)・フリーソフト)

担当者の指示する内容に従い、納入パソコン全てにインストールを行うこと。

④Office Professional 2016 (Microsoft 社製)

購入にあたってはマイクロソフトガバメントオープンライセンス(価格レベルA)契約を使用すること。

インストールメディアを1部、奈良県技術管理課に納入すること。

担当者の指示する内容に従い、納入パソコン全てにインストールを行うこと。

インストール方式はインストーラー形式(MSI)とする。

⑤WindowsServer2016CAL

⑥プリンタドライバ等の奈良県が指示するソフト

(9) 不要ソフト

県担当者との協議のうえ、不要なソフトウェアが機器にあらかじめインストールされている場合は、アンインストールを行うこと。

(10) その他

・ バッテリーパックを内蔵し、駆動時間は1.5時間以上とする。

・ LAN線

端末ごとに必要な延長分用意し、設置すること。

E I A / T I A - 5 6 8 規格カテゴリ 5e 以上のケーブルとし、ケーブル色は水色とすること。

ケーブル処理を行うものとする。

・ ファイバータグ

丸札で直径20mm程度とし、ペンで記入出来るものとする。各タグには、情報システム課接続許可番号を記入し、LAN線両端に取り付けるものとする。

・ マウス(外付け)

スクロール機能付き、光学式マウスであること。インターフェースはUSBとし、ケーブル長は80cm以上とする。

・ マウスパッド

光学式マウス対応であること。

ポインタの動きが非常にスムーズであること。

マウスパッドが動かないように裏面は粘着仕上げであること。

端末機設置台数内訳

設置場所名	設置台数	所在地
技術管理課	1台	奈良市登大路町30（奈良県庁分庁舎6F）
奈良土木事務所	1台	奈良市南紀寺町2-251
郡山土木事務所	1台	大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎内）
高田土木事務所	1台	大和高田市東中2-2-1
中和土木事務所	1台	橿原市常磐町605-5（橿原総合庁舎内）
宇陀土木事務所	1台	宇陀市菟田野松井486-1（菟田野地域事務所内）
吉野土木事務所	1台	吉野郡吉野町上市2150-1
吉野土木事務所（工務第一課 天川・黒滝方面係）	1台	吉野郡天川村沢谷58
吉野土木事務所（工務第二課）	1台	吉野郡上北山村河合420-1
五條土木事務所	1台	五條市今井5-1-31
五條土木事務所（工務第二課）	1台	吉野郡十津川村上野地221
流域下水道センター	1台	大和郡山市額田部南町160
中和公園事務所	1台	北葛城郡河合町佐味田2202
幹線街路整備事務所	1台	奈良市法蓮町757（奈良県奈良総合庁舎4階）
奈良公園事務所	1台	奈良市芝辻町543
合計	15台	